

## 川崎市自治基本条例素案解説

### 前文

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、わが国産業を支える拠点を擁した多様な顔をもつ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調とした社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められるなかで、あらためて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることをあらためて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県との対等で相互協力の関係に立って、自立的な自治体運営を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区のあり方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治の拡充及び推進を図るため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会を次の世代に引き継ぎ、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいに満ちた市民都市・川崎」の創造を目指します。

### 【説明】

前文とは条例の制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるものとされ、条例の制定の理念を強調する必要がある場合に置かれることが多いもので、市では、情報公開条例、男女平等かわさき条例、子どもの権利に関する条例、環境基本条例の4条例において置かれており、これらの条例は市民の基本的人権の根幹に関する条例、市の重要な課題に関する条例といえます。自治基本条例もこれらの条例と同様に市における自治の基本を定める重要な条例ですから、条例制定の理念を強調する必要があるものです。

内容は、市の歩みを概観し、社会情勢の変化と課題が生じた要因について記述し、その課題解決のための方途としての市民自治の理念を記述し、それが確立されるための条例制定の目的と恒久平和や持続可能社会など市民自治を営む上で市のめざす「活力とうるおいに満ちた市民都市・川崎」を明らかにしました。

## 第1 総則

### 1 目的

この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区のあり方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とすることを定めます。

### 【説明】

目的規定は、条例の基本形式としては、条例の題名と併せて一見して条例の達成しようとする目的などを推測し、理解できるようにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を示すために置くことが必要なものです。

## 2 位置付け等

- (1) この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ることを定めます。
- (2) 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていくことを定めます。

### 【説明】

- (1) 「規範」とは、判断、評価、行為などの拠るべき規準といわれています。条例は、市の自治の基本を定めるものですから、自治の運営に関する他の条例等は、市における自治の最高規範としての基本条例の内容と整合を図るべきであることを定めています。
- (2) (1)で述べた自治の規範性から、市民、議員、市長その他市職員は、自治運営を担い、または携わる者として、市における自治の最高規範としての基本条例の定めるところに従って、それぞれの役割を担い、責務を果たす意思を共に明らかとする内容としています。

## 3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによることを定めます。

- (1) **市民** 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
- (2) **参加** 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) **協働** 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

### 【説明】

この条例において重要な用語の意義を定めています。

- (1) 「市民」とは、地方自治法に定める「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、暮らしやすい地域社会を築きた

めには、住民以外の人や団体も、互いに協力しあうことが必要不可欠であると考えから  
です。

(2) この条例では、「主体的に市民が動く」という積極的な意味を含んで使用されることの  
多い、いわゆる「参画」を包摂する概念として用いています。

(3) 「協働」とは、市民と市（議会又は市の執行機関）が、暮らしやすい地域社会のため  
の目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、  
対等な関係に立ちながら、市政に協力していくことをいいます。

#### 4 基本理念

市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指すことを定めま  
す。

(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、主権者としてのその総意  
によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。

(2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自  
由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。

(3) 市は、国及び神奈川県との対等で、相互協力の関係に基づいた自律的な運営を図り、  
自治体としての自立を確保すること。

#### 【説明】

自治の基本理念として、市民と市が、ともに確立を目指す「市民自治」について規定し  
ました。

「市民自治」とは、市民自らが地域社会の課題を解決していくことを基本に、その総意に  
よって設立した自治体（川崎市）に自らの代表を送り、参加し、仕事を監視することなど  
により、市民の意思を自治体運営に反映させる住民自治と国等との対等な関係に基づいた  
自律的な運営によって保障される団体自治とによって確立されるものとしています。

#### 5 自治運営の基本原則

(1) 市民及び市は、次の各号に掲げる原則に基づき、当該各号に定めるところにより自治  
の運営を行うことを定めます。

ア 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。

イ 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。

ウ 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働が行われること。

(2) 市は、参加又は協働による自治の運営に当たっては、参加又は協働しないことによっ  
て、市民が特別の不利益を受けることのないようにすることを定めます。

#### 【説明】

(1) 「情報共有の原則」とは、自治を営む上で、また、参加や協働の原則による自治の推

進の上で市民と市とが互いに必要な情報を共有しようとする原則ですが、自治の運営における情報共有とは、市が保有する情報は基本的に市民の財産であり、市がこの適切な管理などを担っているとの認識が必要と考えています。

「参加の原則」とは、基本的に市民の参加の下で市政を進めていくことです。なお、参加に際して市民は、市民の責務規定において「参加に当たり、自らの発言と行動に責任を持つ」とされていますので、これを踏まえて市政に主体的にかかわり、また、市も参加の原則を確かなものとするために制度保障を行うことが必要です。

「協働の原則」とは、市民と市が協力し、互いの特性を發揮しながら課題解決にあたった方が、一方のみが課題解決に取り組むよりも、より大きな効果を期待できる場合に協働することです。

(2) 参加、協働は、いずれも市民の皆さんの自発的な発意と自由な意思に基づくものですから、この原則による自治の運営に当たっては、参加又は協働しない市民に対して参加しなかったこと等をもってペナルティーを科すなど特別な不利益を受けないよう、市は配慮することが必要となります。

## 第2 自治を担う主体の役割、責務等

### 第一 市民

#### 1 市民の権利

市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の中で自らの生命、自由及び幸福を追求し、自己実現を図ることができるとともに、自治運営を推進するために、次に掲げることができることを定めます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案すること。
- (4) 行政サービスを受けること。

#### 【説明】

自治運営において市民が保障されるべき権利を定めていますが、暮らしやすい地域社会の実現を目的とした自治には、市民それぞれが尊重され、平和で良好な環境の中で暮らし、活動できることが前提となりますので、(1)から(4)までに掲げる権利の保障の前提としての包括的な権利を柱書きに定めています。

#### 2 市民の責務

市民は、自治運営において、次に掲げることを行うことを定めます。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。

(4) 市政運営に伴う負担を分担すること。

#### 【説明】

自治運営において市民に保障される権利に裏打ちされた責務として、「互いの自由と人格を尊重する責務」、「参加・協働に際しての発言・行動に関する責務」、「持続可能な地域社会構築の責務」、「市政運営分担の責務」を掲げています。

### 3 事業者の社会的責任

事業者は、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを定めます。

#### 【説明】

市内で活動する事業者は、地域社会を構成する一員として、市民としての責務を担うほかに、法令遵守の徹底、環境の保全など地域社会への貢献等の社会的責任（Corporate Social Responsibility）を重視し、地域のまちづくりに貢献していく責務を確認しておくことが必要であるために定めました。なお、この考え方は、一般の企業にとどまらず、自治体や非営利活動団体なども、事業者としての立場で行動する場合には適用されます。

### 4 地域社会におけるコミュニティの尊重

- (1) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地又は関心若しくは目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。）をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができることを定めます。
- (2) 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重することを定めます。
- (3) 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進することを定めます。

#### 【説明】

コミュニティには、住んでいる地域を単位とした町内会・自治会などや、福祉や環境などのテーマを単位として活動している市民活動団体・ボランティアグループなどがあり、市民は、自由な意思に基づいて暮らしやすい地域社会の実現のためにコミュニティを組織することができます。したがって、市民と市は、コミュニティの地域社会における役割を認識し、尊重しなければならないこととなります。また、市は、自治の基本原則である協働の原則を踏まえ、コミュニティの自主性及び自律性を損なわないよう、自治の推進のための環境づくり、施設等の開放、資金面の援助、人材育成、情報提供などの施策を推進していくことを定めています。

## 第二 議会

### 1 議会の設置

市に、議事機関として、選挙によって選ばれる議員で構成される議会の設置を定めます。

#### 【説明】

市民自治の基本理念として、市民の総意によって自治体を設立し、そこに自らの代表を送ることから、住民から直接選ばれる議員により構成される議会の設置について、条例に記入しました。

### 2 議会の権限と責務

- (1) 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行うことを定めます。
- (2) 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民へ説明することにより情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めることを定めます。

#### 【説明】

議会には、地方自治法の定めるところにより、市政における重要な意思決定、行政に対するチェック機能、立法などの政策の立案、国等に対する意見表明などを行う権限がありますので、市民自治における重要な役割としてこれらを条例上に改めて定めています。また、その権限を行使するに当たっては、市民から信託を受けていることに鑑み、市民の意思を十分に反映することができるように必要かつ十分な会議を開いた上で、市の将来を見据えた的確な結論を導き出すことが求められています。さらに、議会の運営や活動内容については、信託している市民に開かれたものとして、市民と議会との相互の情報の共有化を図ることによって開かれた議会を確立する必要があることを定めています。

### 3 議員の役割と責務

- (1) 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会がその権限を適切に行使できるよう努めることを定めます。
- (2) 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めることを定めます。

#### 【説明】

議会の構成員である議員は、前述した議会の権限が適切に行使されるよう地域における活動などを通じて地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断によって、議会の機能が十分に発揮できるようにする役割を担っています。また、議員は、議員活動を通じて開かれた議会とするために寄与する役割を担っていることを定

めています。

### 第三 執行機関 1 執行機関

#### 1 市長の設置

市に、選挙によって選ばれる市の代表である市長の設置を定めます。

##### 【説明】

市長についても議会と同様に、住民から直接選ばれ、市民の信託に基づく市政を運営する市の代表としての重要な機関であるため、条例に記入しました。

#### 2 市長その他の執行機関の権限、責務等

- (1) 市長は、この条例に基づいて自治運営を推進するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使することを定めます。
- (2) 執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する執行機関をいいます。以下同じ。）は、自らの判断と責任においてその所管する職務を誠実に執行するとともに、執行機関相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮することを定めます。
- (3) 職員は、市民と共に自治を推進する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行することを定めます。

##### 【説明】

- (1) 市長は、行政における執行機関の一つですが、住民の直接選挙によって選ばれた市の代表という地位にあります。したがって、他の執行機関に比較して、その責任は重く、市民の信託にこたえるために、市民の福祉の増進を図ることを目的として、総合的な調整のほか市長としての重要な多くの権限を行使しなければならないことを定めています。
- (2) 執行機関とは、市では市長のほかに教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があり、それぞれが市における重要な職務を担い、それぞれの判断と責任の下で職務を遂行しています。また、執行機関相互が連携し、行政として一体となることによって、より有効にその機能を発揮することができることを定めています。
- (3) 職員は、その職務を通じて、市民とともに自治を推進していく姿勢が求められます。また、職員は、市の各機関に属して行政運営に従事しているので、各機関が果たすべき責務についても職務を通じて果たしていく必要があります。

### 第三 執行機関 2 行政運営等

#### 1 行政運営の基本等

- (1) 市は、市の将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行うことを定めます。

- (2) 行政運営は、次に掲げることを基本として、行われることを定めます。
- ア 市政に関する情報は市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。
  - イ 市民の意思を市政に的確に反映するため、市民の参加を推進すること。
  - ウ 市民からの提案等に的確に応答すること。
  - エ 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
  - オ 施策や事業等の実施に当たっては、公正性、公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
  - カ 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。
- (3) 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備することを定めます。
- (4) 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人又は当該出資法人を所管する執行機関に対して適切な指導及び調整を行うことを定めます。

#### 【説明】

- (1) 行政運営の基本として、市の将来像を明らかにする総合的な計画や部門別の基本計画などに従い、計画的に、整合性を図りながら施策を展開していくことの必要性を定めています。
- (2) 行政運営における情報共有の考え方、市民の参加を推進する目的、行政の応答責任などの行政運営における基本となる事項を定めています。
- (3) 市の組織は、社会環境の変化等に的確に対応して、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、絶えず整備する必要があることを定めています。
- (4) 出資法人にあっても、社会経済情勢の変化に的確に対応する必要性があり、事業の必要性、効率性、あるいは法人の存在意義そのものを含め、市民の財産から出資した者としての出資法人への対応のあり方を示しています。

## 2 財政運営等

- (1) 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めることを定めます。
- (2) 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めることを定めます。
- (3) 執行機関（市長及び教育委員会に限る。）及び市が経営する地方公営企業の管理者は、市の所有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行うとともに、市長は、その状況につ



いて、分かりやすく公表するよう努めることを定めます。

#### 【説明】

財政運営の基本原則として、健全な財政の確立、財政運営の透明性の確保、市有財産の適正管理及び効率的運用の必要性について定めています。

### 3 評価

- (1) 市は、効率的かつ効果的な行政運営を推進し、総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施することを定めます。
- (2) 評価の指標等は市民の視点に立脚したものであり、評価結果は市民にとってわかりやすいものとするを定めます。
- (3) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させることを定めます。

#### 【説明】

現在、「川崎再生 ACTION システム」として全事務事業を対象とした点検を行い、行財政改革の推進、総合計画の策定、予算・組織定数への反映など行財政運営に活用しています。今後は、現在策定中の新総合計画における事業等の進行管理を行い、適切な行政運営に資するための新たな制度構築が必要となります。評価は、自治の主体としての市民が市政に求める重要なもので、どのような成果があったのかを市民が理解できなければ市民が主体的に評価に参加することはできませんので、そのあり方等を示しています。

### 4 苦情、不服等に対する措置

- (1) 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関の設置を定めます。
- (2) (1)に定めるもののほか、本市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じることを定めます。

#### 【説明】

市民オンブズマン制度を中心とした市民の市政に対する苦情、不服等の救済の必要性と、真の救済のための簡易迅速な対応の必要性を定めています。また、苦情処理、権利救済制度については、市の制度のほかに、県、国、民間団体などの制度もありますので、それらとの連携や、協力体制を講ずることなども必要です。

## 第三 執行機関 3 区

### 1 区及び区役所

- (1) 市は、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、当該区域における市政への市民の参

加と市民との協働により暮らしやすい地域社会を築き、市民への身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するため、それぞれの区域を単位として区を設置することを定めます。

(2) (1)の目的を達成するため、それぞれの区に区役所を置くことを定めます。

(3) それぞれの区役所に長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理することを定めます。

#### **【説明】**

指定都市においては、地方自治法の規定により、市長権限に属する事務を分掌させるため、区、区役所、区長を置くものとされています。しかし、この条例の基本理念において市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本としていることから、区・区役所は、これまでの地域における行政サービスの総合窓口としての拠点であるだけでなく、地域社会の課題を解決するための協働の拠点としての機能が必要とされています。したがって、法に定める区・区役所のあり方だけではない市における区・区役所の位置付けを定めています。また、区長も、区の設置目的を果たすために職務を遂行することとなる旨を定めています。

## **2 区長の職務**

区長は、前記 1-(1)に定める区の設置目的を達成するため、次に掲げる職務を担うものとすることを定めます。

(1) 区における地域の課題を的確に把握し、参加と協働を原則として、その迅速な解決に努めること。

(2) 区民（区の区域内における市民ををいいます。以下同じ。）に便利で快適な行政サービスを効率的かつ効果的に提供するように努めること。

(3) 区民の自主的な活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

#### **【説明】**

区の大きな二つの設置目的を達成するためには、区長の果たすべき役割は重要であることから、担うべき重要な職務を定めています。(1)と(2)に規定する職務は、区の設置目的に直接関係し、区民とともに暮らしやすい地域社会の実現に寄与するものとして定めています。(3)に規定する職務は、この条例で基本理念とする地域社会の課題を市民自らが解決するための活動に対する支援に努める職務です。

## **3 区に関する市長の責務**

市長は、区長がその職務を的確に遂行できるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めることを定めます。

## 【説明】

指定都市の区長は、地方自治法の規定により事務吏員をもって充てることとされ、市長の補助機関として市長権限に属する職員であり、東京都の特別区の区長のような地位は有していません。したがって、区の設置目的を確実に達成させるためには、市長が区長の職務を的確に遂行できるよう、組織体制の整備、区長の総合調整機能の強化、区予算の確立などの責務を負うことにより、市として一体的に取り組む必要があることを定めています。

## 4 区民会議

- (1) 区における重要課題を審議し、区長及び市長その他の執行機関に提言することを目的として、区民による会議（以下「区民会議」といいます。）の設置を定めます。
- (2) 区長及び市長その他の執行機関は、区民会議の審議結果を尊重し、その内容を市政に反映するよう努めることを定めます。

## 【説明】

地域の幅広い多様な意見を出し合って区における重要課題を的確に把握すること、また、地域のことは地域で解決するという基本的な考え方に立って、地域課題を解決するための具体的な提言を行うことを目的とした区民による会議を設置します。

また、区における重要課題は、その区のみに関係するものばかりではなく、市政の中で位置付ける必要がある場合も考えられますので提言を受けた市長等は、審議結果を尊重した上で市政へ反映させる必要があることを定めています。

なお、会議の構成員、選出方法、審議課題など会議の詳細は、課題を整理し、十分な議論を重ねた上で、来年度から試行的に実施する予定です。

## 第3 自治運営の基本原則に基づく制度等

### 第一 情報共有による自治の営み

#### 1 情報提供

- (1) 市は、市民生活において必要な情報について、市民に積極的に提供することを定めます。
- (2) 情報の提供は、わかりやすく、かつ適時に行うことを定めます。

## 【説明】

情報提供制度は、情報公開制度と車の両輪として市民との情報共有をめざすための重要な制度といえます。情報提供に当たっては、市民との情報共有の観点から、情報を受ける側の市民の状況を考慮する必要があるとあり、広範な市民が主体的にまちづくりに参加し、協働することができるよう制度構築を考える必要があることを定めています。

#### 2 情報公開

- (1) 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができることを定めます。
- (2) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。

#### **【説明】**

市では、昭和 59 年から情報の一層の公開と市の諸活動を説明する責務がまっとうされることにより、市政運営の透明性の向上と市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資するために情報公開制度が実施され、市民の基本的人権としての知る権利の保障が図っています。この制度は、自治の推進、拡充にとって重要な制度であるため、その骨子を定めています。

### **3 個人情報保護**

- (1) 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ることを定めます。
- (2) 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、削除、訂正又は目的外利用等の中止を求めることができることを定めます。
- (3) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めます。

#### **【説明】**

市では、昭和 61 年から個人情報の適正な取扱いを定め、本人の情報開示請求権等を保障することにより、公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、市民の基本的人権を擁護する個人情報保護制度が実施されており、この制度も自治の推進、拡充にとって重要な制度であるため、その骨子を定めています。なお、高度情報化社会の中で、市民の情報へのアクセス度合いを高めればそれだけ情報流出等の危険性が生じてきますので、より十分なセキュリティ対策を講じる必要があります。

### **4 会議公開**

執行機関に置かれる審議会、委員会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由のない限り、公開されることを定めます。

#### **【説明】**

市では、平成 11 年から会議を公開することにより透明かつ公正な会議運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、市民の知る権利の確保に資するとともに開かれた市政の実現を一層推進するために会議の公開制度を実施しており、この制度も自治の推進、拡充にとって重要な制度であるため、その骨子を定めています。

## 第二 参加、協働による自治の営み

### 1 多様な参加の機会の整備

市は、事案の内容、性質等に応じて後記 2 から 4 までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ることを定めます。

#### 【説明】

市民が自治を進めるためには、参加の機会が保障されなければなりません。これまで市では、参加の手段として「市長への手紙」、「インターネット広聴」、「市政モニター」、「市民意識実態調査」、「タウンミーティング」、「審議会等への市民委員参加」などを実施してきました。このような多様な参加の機会は、参加を求める事案の内容、性質等に応じて市民に保障されるよう整備、体系化が必要です。

### 2 審議会等への参加

審議会等を設ける場合は、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とすることを定めます。

#### 【説明】

市には、法令、条例、要綱等の規定により、多くの審議会、委員会等が置かれています。特に、市の計画、施策等の重要な事案の策定や重要な制度運営などに際しては、市民参加の度合いを高めるために市民委員が含まれる審議会等が置かれることが多く見受けられます。したがって、市民が市政に対して参加する機会の保障として、審議会等の所掌、設置目的等を考慮の上で審議会等の委員に市民委員が含まれるものとするのと、その選考に当たっては、一般の公募を原則とすることを定めるものです。

### 3 パブリック・コメント手続

- (1) 市は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を求める手続（以下「パブリック・コメント手続」という。）をとることを定めます。
- (2) 市長その他の執行機関は、パブリック・コメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方をとりまとめて公表することを定めます。

#### 【説明】

パブリック・コメント手続は、これまで、男女平等かわさき条例、まちづくり 3 条例などの制定過程において、事実上、行われましたが、制度化はされていませんでした。しかしながら、これからの自治にとって、具体の重要事案について、市民の参加する権利及び意見を表明し、提案する権利を保障し、また、市の応答責任を果たさせるためには、明文の制度化が必要です。また、これを制度化することは、事案に対する市民との情報の共有

化、事案への市民意見反映による自治の推進にもつながるものです。

#### 4 住民投票制度

(1) 市は、住民（市民のうち本市の区域内に住所を有する人をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを定めます。

(2) 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重することを定めます。

##### 【説明】

住民投票制度は、間接民主制を補完する制度であることなどから、住民投票を発議できる市民の範囲については、「住民（市民のうち本市の区域内に住所を有する人）」と定めています。また、住民投票制度については、現在、学識者による委員会で課題整理を行っていますが、中間報告書では、「本市の住民である外国人市民が住民投票に参加することは当然といえる」とされ、また、年齢要件についても「未成年者を除外する合理的理由はない」とされています。今後、こうした委員会の報告を尊重しながら、住民投票の制度化に向けた詳細な検討を行う予定です。

また、投票に付される事項は、市民生活にかかわる重要な問題が想定され、議会や市長が直接住民の意思を確認しながら、それぞれの意思決定を行っていくことは、間接民主制を補完する意味でも重要なことと考えられるため、議会と市長も発議することができることとしています。

#### 5 協働のための施策整備等

市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進するための施策を整備し、その体系化を図ることを定めます。

##### 【説明】

この条例における基本理念からは、市民との協働による市政の取組を通じての公共的な課題の解決が重要です。また、すでに地域で活動している市民活動や市民事業が支えられ、更に、活動や事業が創出されることを担保する施策の推進が求められています。具体的には、市が定めた市民活動支援指針をもとに、公共をそれぞれの主体が協働して積極的に担っていく環境を整備するための施策の整備とその体系化が必要であることを定めています。

### 第三 自治の営みのあり方

市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民の参加による審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方について調査審議することを定めます。

#### 【説明】

この条例の施行後、自治運営の基本原則である情報共有、参加、協働の原則が、どのように制度や施策に生かされているかなど、自治運営の制度や仕組みのあり方を調査審議し、市民自治の拡充推進、暮らしやすい地域社会の実現、そして市民自治の確立に寄与することを目的とした附属機関の設置を定めています。なお、情報公開など制度運営の重要事項について調査審議するための審議会が既に設置されているものもあるので、この附属機関の効果ある運営を図るため、所掌事項などについて十分な検討が必要です。

#### 第4 国や他の自治体との関係等

- (1) 市は、市政の運営に当たっては、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力することを定めます。
- (2) 市は、共通する課題を解決するため、積極的に他の自治体と連携を図り、その解決に努めることを定めます。

#### 【説明】

地方分権改革により、市は、国や神奈川県とは対等で相互に協力する関係であることが明らかにされていますので、基本理念で定める自立性を確立するため、市政運営に当たっての市の国や神奈川県に対する姿勢を明らかとしています。また、行政需要の多様化、政策課題の広域化など市における課題は、市単独では有効に解決できず、近隣の都市間連携による課題解決の重要性、必要性が増しています。また、大都市制度の検討に当たっては指定都市間で協調してあるべき姿を探っていくことも必要になります。このようなことから他の自治体に対する市のあり方を定めています。

#### 第5 施行期日

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

#### 【説明】

この条例は、市における自治の基本を定めるものであり、内容もこれまでの市の自治を踏まえたものですが、条例の内容についての周知の徹底など準備期間をとる必要がありますので来年4月からの施行を考えています。なお、住民投票制度などの新設制度については、平成17年度内での制度設計を予定しています。